

マーストリヒト条約後の EC 社会政策

——ユーロ・コーポラティズムの可能性——

下 平 好 博

I はじめに

欧州連合条約（マーストリヒト条約）は、1992年6月のデンマークでの国民投票による条約批准否決、またこれに続く同年9月の欧州通貨危機の発生など、難産の末に1993年11月1日にようやく発効した。同条約は、ヨーロッパ共同体の政策の拡張とその機構改革に加えて、経済通貨統合の具体的日程を定め、さらに共通外交安全保障政策と加盟国間での内務司法協力をこれらに加えた点でまさに画期的なものであった。しかし、1992年2月の同条約の調印以降、ヨーロッパは激動の時代を迎え、この条約の前提そのものがいま大きく揺らいでいる。

社会政策の分野に限ってみても、次のような大きな変化が起きている。

ひとつは、80年代前半に欧州を覆った「ユーロ・ペシズム」からの脱却をめざして、「市場統合」が開始されたが、1993年以降、欧州経済は1930年代に匹敵するほどの大量の失業者を抱え、文字通り「どん底」状態にある。「社会的空間をもった EC 統合」という構想は、「市場統合」による経済的な繁栄を基盤にはじめて成り立つが、その前提が根底から揺り動かされているといえよう。

また、欧州経済は80年代にも増して大きなリスクに直面しており、この変化のなかで既存の労使関係の枠組みが崩れ、これまでヨーロッパの福祉国家の発展を支えてきた産業民主主義が後退する方向にある。この変化は、ヨーロッパ各国の福祉国家の発展にブレーキをかけるということだけ

でなく、ヨーロッパ・レベルでの労使の「社会対話」を基礎に EC レベルでの社会政策を発展させようとするドロール戦略にも修正を迫るものである。

さらに、この産業民主主義の後退の背後には、ヨーロッパの労働者の価値観の変化が深く関係していることも見逃すことはできない。それは労働者の組合離れや、社会民主政党への支持の低下に止まらず、戦後長年にわたって培われてきた労組と社会民主政党との連携関係にも大きな亀裂を生んでいる。そして、もはや「階級政治」によって福祉国家の発展を望むことは難しくなりつつある。

本稿の目的は、このような状況のもとで「ユーロ・コーポラティズム」の可能性を問うことにある。以下ではまず、マーストリヒト条約が EC 社会政策に与えた影響を検証した後、「ナショナル・コーポラティズム」が崩壊に向かいつつある今日、果たして「ユーロ・コーポラティズム」という形で産業民主主義を再生させることができるのか？その点を明らかにしたい。また、ヨーロッパで起きている価値変動にも焦点をあて、社会政策をめぐる争点の変化に注目する。そして最後に、これらの変化のなかで EC 社会政策がいまどのように軌道修正されようとしているのかを、先頃欧州委員会から公表された『雇用白書』と『社会政策緑書』をそれぞれ検討しながらみてゆきたい。

II EC 社会政策と「社会対話」

〔1〕 マーストリヒト条約における「社会対話」の位置づけ

EC 社会政策を構想してゆくうえで、労使の「社会対話」が重視されるようになったのは、「域内市場統一」構想が公表された 1985 年以降のことである¹⁾。それは市場統合に伴うソーシャルダンピングの発生を防ぐために、労使の「社会対話」を軸に域内に「社会的空間」を形成していこうとするドロール構想に端を発している。そして、その成果が、1989 年 12 月の「EC 社会憲章」の採択と、それを具体化するための「行動計画」であったことはいうまでもない。

この行動計画は、国境の撤廃に伴う、①資本の自由移動、および②労働の自由移動から引き起こされるソーシャルダンピングを防ぐために、社会政策に関して域内の最低基準を設けることに大きな狙いがあり、都合 13 項目にわたる 47 の提案がそこには盛り込まれていた。

だが、EC 社会憲章が採択されてしばらくの間、EC 社会政策の審議が膠着状態に陥ったことは周知の通りである。これはイギリスの保守党政府が閣僚理事会において再三拒否権を発動し、その審議を中断させてきたからである。そこで、マーストリヒト条約では、このような「少数者による専制支配」という事態に終止符を打ち、「民主主義の赤字」を解消するために、EC 機構の改革に手がつけられることになった。すなわち、①「ヨーロッパ市民による意思決定」を実現するために、1979 年以降直接選挙制をとる欧州議会の権限を強化するとともに、②閣僚理事会での法案の採決に、幅広い分野にわたって、特定多数決ルールが導入されることになった。

まず、欧州議会の権限の拡大は、閣僚理事会での法案の審議に欧州議会を加え、両者の「協力手続き」を具体化する形で進められた。そして、この「協力手続き」は、社会政策の分野にも適用され、社会立法に関する欧州議会の発言権を大きく広げたとみることができる。

また、閣僚理事会での法案の採決に特定多数決ルールを導入する試みは、「市場統合」に備え、単一欧州議定書 (1987 年) によってローマ条約の一部が改正された際にすでに始まっていたが²⁾、マーストリヒト条約では、欧州共同体の政策領域が従来の 11 項目から 20 項目に拡大されたのを機に、次のような分野にも広げられた。すなわち、環境、開発援助、公衆衛生、消費者保護、欧州横断ネットワーク、研究技術開発、運輸、競争の各政策と、さらに教育・職業訓練政策がそれである。

ところで、ローマ条約のなかの「社会政策」に関する諸条項は、マーストリヒト条約のなかで大幅な改正が加えられるはずであった。が、イギリス政府の強硬な反対にあい、12 カ国すべてに適用されるマーストリヒト条約の本体のなかでそれらを全面的に改訂することはできなくなった。そこでこれに代わるものとして、イギリスを除く 11 カ国は、マーストリヒト条約に付帯された「社会政策に関するプロトコール」を締結し、EC 社会憲章の方向に沿って社会政策の拡充・発展を図ってゆくことに合意した。

この「社会政策に関するプロトコール」は、11 カ国にその効力が限られるとはいえ、次の点で大きな意義をもっていた。①ひとつは、閣僚理事会での特定多数決による審議事項が従来「職場における安全衛生」だけに限られていたのを一挙に、「労働者への情報提供と協議」、「労働市場での男女平等」、「労働市場から排除されている者の統合」を含めた 4 領域にまで広げたことである。またこれと併せ、②「労働者への社会保障」「期限つき労働者の保護」「共同決定を含む労使の団体交渉」「域内に居住権をもつ非 EC 市民の雇用条件」「雇用創出に関する財政的支出」についても、閣僚理事会での全会一致による審議事項とし、EC 社会政策の大枠とその法的手続きを正式に定めたことである。そしてさらに注目される点は、③このプロトコールのなかで、ヨーロッパ・レベルでの労使の代表がもし望めば、労使の合意を EC 委員会が提案する指令に代えて EC 社会政策に生かす道が講じられたことであった。

この最後の点は、1985 年から開始されてきた労

使の「社会対話」に改めて法的な根拠を与えるとともに、「社会対話」の成果を EC 社会政策に具体化する道を開いたという意味で画期的であった。したがって、「社会政策に関するプロトコール」の締結をもって「ユーロ・コーポラティズム」への第一歩とみることもできよう。

〔2〕 EC 社会憲章の行動計画の進捗状況

さて、マーストリヒト条約でのこれらの改訂によって、先に述べた EC 社会憲章の行動計画の進展にどのような変化が起きているのだろうか？

冒頭でも述べたように、マーストリヒト条約が発効したのは今年の 11 月のことであり、その影響を現時点で評価することは難しいといわざるをえない。

しかしながら、行動計画はイギリス保守党政府の強硬な抵抗にもかかわらず、ここへきて大きな進展をみせている。表 1 は、行動計画のなかに盛り込まれた 47 の提案の進捗状況をみたものだが、1993 年 12 月現在において、未決の法案は残すところ、①「非典型労働の雇用契約と雇用関係に関する指令」、②「サービスを提供する自由という枠組みのなかで、特に下請会社のために受入国で仕事をする送出国の労働者に適用される労働条件に関する指令」、③「欧州規模企業の労働者の情報・協議・参加のための手続きに関する指令」、④「障害者用自動車をもつ労働者の移動条件の改善を促進するための手段の導入に関する指令」、⑤「若年者の保護に関する加盟国法令の接近に関する指令」の 5 指令だけとなっている³⁾。このように法案の採決が急展開したのは、理事会での審議過程で法案の内容が水増しされるとともに、欧州委員会がしばしば「法的アクロバット」を行ってイギリス政府の強硬な抵抗をかわしてきたためだ、といわれている⁴⁾。

とはいえ、当初難航が予想されたことを思えば、これは大きな進歩である。しかも、マーストリヒト条約が発効したことで、先のプロトコールを発動し、残された法案を成立させる動きがここへきてにわかに高まっている。例えば、1993 年の下半期に閣僚理事会の議長国を務めたベルギー政府は、

難航を続ける「欧州規模企業の労働者の情報・協議・参加のための手続きに関する指令」をイギリスを除く 11 カ国だけで採決する方向を打ち出しており、その後を受け継いだギリシャ政府も、この動きを積極的に後押ししてゆく考えである。したがって、イギリスを除いた形であれ、EC 社会憲章の行動計画が近く完了することはほぼ確実である。

III 「ユーロ・コーポラティズム」の生成をめぐる議論

では、残された問題とは何か？ それは、社会憲章以後の EC 社会政策の姿を、「深化」と「拡大」を続ける EC 統合のなかでどのように描き出すかという問題である。しかも、ドロール委員長が示した「ユーロ・コーポラティズム」の構想のなかでそれをどう実現するかがここでの重要な鍵を握っているといえよう。そこで次に、「ユーロ・コーポラティズム」の可能性を探ってみたい。

〔1〕 「ユーロ・コーポラティズム」生成論

マーストリヒト条約に付帯された「社会政策に関するプロトコール」のなかで、「労使双方が望むのであれば、共同体レベルにおける労使の対話は協定を含む契約的關係へと誘導することができる」と明記された背景には、それに先立つ 1991 年 10 月 31 日に、ヨーロッパ経営者団体連合会 (UNICE)、ヨーロッパ公共企業センター (CEEP)、ヨーロッパ労連 (ETUC) の三者の間で次のような歴史的な合意に到達していたことが関係している。すなわち、それは「共同体レベルの労使対話は双方が望むならば協約關係に発展させることができ」、また必要ならば、「理事会決定を通じてそれを EC 社会政策のなかに具体化することができる」というものであった。

ヨーロッパ・レベルでの労使の対話は、1985 年の「ヴァルデュシェスの対話」以来、約 6 年間にわたって続けられ、この間、マクロ経済政策や新技術についていくつかの重要な共同声明を発表してきた。だが、それらは決して団体協約のように強制力をもつものではなかった。というのも、

表 1 EC 社会憲章の進捗状況 (1993 年 12 月現在)

1. 労働市場 ☆「欧州の雇用報告」→毎年公表 ☆雇用に関する観測と文献システム→スタート ☆特定グループのための雇用創出計画→スタート ☆欧州社会基金の活動の調査と評価→毎年公表 ☆求入・求職処理に関する 68 年規則の改正→92 年 7 月, 理事会採択 2. 雇用と賃金 ☆加盟国による正当な賃金の導入に関する意見→93 年 9 月 Commission 採択 (ベルギー) ◎非典型労働の雇用契約と雇用関係に関する指令 ★労働条件→90 年 11 月以降, 審議中断 ★競争の阻害→90 年 11 月以降, 審議中断 93 年 10 月審議 →再開 (ベルギー) ☆安全衛生→91 年 6 月, 理事会採択 3. 生活労働条件の改善 ☆労働時間の適応化に関する指令→93 年 11 月, 理事会採択 (ベルギー) ☆雇用契約または雇用関係の証拠として使用できる様式の導入に関する指令→91 年 10 月, 理事会採択 ☆集団解雇に関する加盟国法の接近に関する 75 年指令の改正→92 年 6 月, 理事会採択 ☆域外国からの移民の社会参加に関する覚書→90 年 9 月, 採択 4. 移動の自由 ★雇用された後, 当該国の領域に止まることができる労働者の権利に関する 70 年規則の改正→1968 年 EC 規則 1612 のパート I の改訂と連動 ☆雇用者・自営業者及び共同体内に移住したその家族に対する社会保障制度の適用に関する 71 年規則と 72 年施行規則を拡大する改正→93 年 6 月採択 (デンマーク) ★サービスを提供する自由という枠組みのなかで, 特に下請会社のために受入国で仕事をする送出国の労働者に適用される労働条件に関する指令→91 年 6 月提案→92 年 12 月理事会審議中→93 年 6 月修正案→93 年 11 月理事会審議中 ★公共契約への労働条件の導入に関する共同体法令→上記指令と連動 ☆職域社会保障制度に関するコミュニケーション→91 年 7 月, 採択 5. 社会的保護 (= 社会保障) ☆社会的保護に関する勧告 (= 被用者の社会保障) →92 年 7 月, 理事会採択 ☆社会的保護制度における十分な生活手段と社会扶助についての共通基準に関する勧告 (= 労働市場に参加できない人々への社会保障) →92 年 6 月, 理事会採択 6. 団結と団体交渉の自由 ☆団体交渉における労使の役割に関するコミュニケーション→91 年 12 月, 採択 7. 情報・協議・参加 ★欧州規模企業の労働者の情報・協議・参加のための手続きに関する指令 (European Works Council) →91 年 9 月提案→91 年 12 月以降, 審議中断→93 年 4 月審議再開→93 年 10 月, Social Policy Protocol を使って 11 カ国のみで審議する方向へ (ベルギー)	☆労働者の持株と財政的参加に関する勧告→92 年 7 月, 理事会採択 8. 男女機会均等 ☆職場における妊娠婦の保護に関する指令→92 年 10 月, 理事会採択 ☆女性のための機会均等に関する第 3 次行動計画 (決議) →91 年 5 月, 理事会採択 ☆保育に関する勧告→92 年 3 月, 理事会採択 ☆妊娠婦と母性の保護についての優良行動基準に関する勧告→91 年 12 月, 理事会採択 9. 職業訓練 ☆職業訓練の接近機会に関する勧告→93 年 6 月採択 (デンマーク) ☆共同体レベルでの職業訓練計画の合理化と調整に関するコミュニケーション→90 年 8 月, 採択 ☆PETRA に関する 87 年決定の改正→91 年 7 月, 採択 ★共通職業訓練の実施のための一般原則に関する 63 年決定の改正→スケジュール未定 10. 職場における安全衛生 ☆船上医療援助を改善・促進するための最低安全衛生基準に関する指令→93 年 3 月, 理事会採択 ☆臨時・移動労働現場における作業のための最低安全衛生基準に関する指令→92 年 6 月, 理事会採択 ☆ボーリング産業における労働者の安全衛生の改善に適用されるべき最低条件に関する指令→92 年 11 月, 理事会採択 ☆採石場・露天掘鉱山労働者の安全衛生の改善に適用されるべき最低条件に関する指令→92 年 12 月, 理事会採択 ☆漁船のための最低安全衛生基準に関する指令→93 年 11 月採択 (ベルギー) ☆職業病に係わる欧州計画の採択に関する加盟国に対する勧告→90 年 5 月, 採択 ☆職場における安全標識の最低基準に関する指令→92 年 2 月, 理事会採択 ☆物理力から生じる危険に曝される労働者の最低安全衛生基準に関する指令→91 年 12 月, 理事会採択 ☆業務上, アスベストに曝されることから生じる危険から労働者を保護するための 83 年指令の改正→91 年 6 月, 理事会採択 ☆運輸業の業務の最低安全衛生基準に関する指令→91 年 12 月, 理事会採択 ☆安全衛生委員会の設立に関する理事会規則→93 年 10 月設立を確認 (ベルギー) 11. 児童と若年者の保護 ★若年者の保護に関する加盟国法令の接近に関する指令→93 年 11 月共通の合意 (ベルギー) 12. 高齢者 ☆高齢者に関するコミュニケーションと決議→90 年 11 月, 理事会採択 13. 障害者 ☆障害者のための第 3 次行動計画を確立するための決議 (HELIOS II) →93 年 2 月採択 (デンマーク) ★障害者用自動車をもつ労働者の移動条件の改善を促進するための手段の導入に関する指令→91 年 2 月提案→91 年 12 月修正提案→91 年以降前進なし
---	---

UNICE が拘束力をもつ協約を結ぶことに強く抵抗してきたからである。

上記の歴史的な合意は、この行き詰まり状態にあった社会対話にひとつの突破口を開くものであった。UNICE がこの時点で従来の態度をひるがえしたのは、マーストリヒト条約での改訂によって社会政策の分野で「立法措置がとられるよりは、社会対話の方がましだ」と判断したためだ、といわれている。

ところで、今後もしこのような形でヨーロッパ・レベルでの枠組み協定が締結されることになれば、これまで閣僚理事会の審議のなかで棚上げにされてきた多くの社会法案が、実質的に加盟国の労使関係のなかに反映されることになり、域内に「社会的空間」をつくろうとする動きにも大きな弾みがつくはずである(稲上, 1992)。

また、ヨーロッパ・レベルでの労使の対話は、UNICE, CEEP, ETUC といったヨーロッパ労使の頂上団体の間だけに止まるものではなく、このマクロ・レベルでの動きと併せて、国境横断的な企業内労使関係を形成する動きもここ数年盛んである。これは、競争の激化に直面して事業の再編に追い込まれたヨーロッパの多国籍企業が、複数の国に跨る自社従業員との間で協議するために、「ヨーロピアン・ワークス・カウンシル」(European Works Council) を創設する動きとして現れている。さらに産別レベルでも、鉄道産業とエネルギー供給業の2つの国営産業においてすでに、職業訓練をめぐるヨーロッパ規模の枠組み協定が締結されていることも注目される。したがって、これらの動きに照らせば、「マクロ」「メゾ」「ミクロ」の3つのレベルで「ユーロ・コーポラティズム」は着実に進んでいるといえるかもしれない(稲上, 1992)。

[2] 「ユーロ・コーポラティズム」への懐疑論

しかしながら、このような希望的な観測に対し、「ユーロ・コーポラティズム」の生成に懐疑的な見方もある。その代表的な論客は、ストリーク(1993)である。ここでは彼が挙げる論拠をひとつひとつ検討しておこう。

まず、ストリークは、1985年に始まる市場統合構想が加盟国のナショナル・コーポラティズムが崩壊するなかで登場してきたことに注目する。彼によれば、ナショナル・コーポラティズムが崩壊した背景には、①リストラによって労使関係の分権化が進み、中央の労使が合意を引き出すことが難しくなったことに加え、②1980年代に入って「金融の国際化」が著しく進んだことで、政府が労使に対して責任ある経済政策を遂行することができなくなったことがある。そして、ナショナル・コーポラティズムの崩壊後、「動脈硬化症」に陥ったヨーロッパ経済を救うために打ち出されたものが、市場統合構想にほかならないとする。

ストリークは、この市場統合構想が、①国際的な相互依存の増大によって経済政策への国家主権を失ったヨーロッパの政治エリートと、また②国際競争力を失ったヨーロッパの大企業とによって策定されたひとつの「規制緩和プログラム」であり、したがって、域内に「社会的空間」をつくり出そうとする労働側の要求はそもそも、この構想のなかで軽視されてきたとみる。

さらに彼は、次の3つの理由から、近い将来に「ユーロ・コーポラティズム」という形で産業民主主義が再生される見通しは少ないとしている。

第一の理由は、域内に経済力格差が存在する以上、先進国労組の利害と後進国労組の利害とが一致することはなく、それゆえにヨーロッパ・レベルで統一された労働運動が展開される可能性は低いことである。

第二の理由は、ヨーロッパの経営者団体は、業界団体として個別にブラッセルに圧力行動をかけてはいるが、使用者団体として超国家レベルで労組の代表と話し合うことに消極的なことである。

第三の理由は、仮にもしヨーロッパ・レベルでの労使の話し合いが成立したとしても、経済通貨統合が不完全な現段階では、そのような合意に対し責任ある経済政策を遂行できるヨーロッパ・レベルでの統一政府は存在しないことである。

そして、これらの理由から、EC 政治は当面、「テクノクラートに支えられた中央官僚機構が、個々の企業、圧力団体、さらに組織化されていな

い地域利害とそれぞれ個別に対応するような超国家主義的な多元主義」の様相を呈するはずだ、としている (Streeck, 1993: p. 116)⁵⁾。

もちろん、彼がここで挙げた要因のすべてが、マーストリヒト条約以後の EC 政治にそのままあてはまるわけではない。例えば、①ヨーロッパの労働運動についていえば、共産党系と社会民主党系との深刻な路線対立を超えて、それは次第に ETUC に結集しつつあり、欧州委員会や、社会民主勢力が最多数を占める欧州議会も、この動きを強力にバックアップしている。②また、先にみたように、超国家レベルでの労組との話し合いにそれほど抵抗してきた UNICE が、ここへきて ETUC と拘束力ある協約を結ぶことに合意している。したがって、これらの点を考え合わせれば、マーストリヒト条約以後の EC 政治には当初予想もできなかったような大きな変化が起きているといえよう⁶⁾。

しかし、③経済通貨統合に成功しなければ、財政金融政策で政府が労使に譲歩することができず、それゆえに中央レベルでの政労使の三者による「階級政治」、すなわち、コーポラティズムも成立しえない、とするストリークの主張は傾聴に値しよう。また、ストリークは別の論文のなかで (Streeck = Schmitter, 1991)、④高い学歴をもち、自らの政治的態度をはっきりと主張する新しい中間階級がヨーロッパ社会で台頭しており、かれらはエリート主導の「階級政治」を拒否する傾向がある、と指摘している。

最後の 2 つの点は、経済通貨統合への移行期における「政府」の欠如という限界を指摘するとともに、労働運動の「下から」の反乱を示唆しているという意味で、「ユーロ・コーポラティズム」の将来を占う際に重要な視点である。そこで、節を改めて、これらの問題を取り上げてみたい。

IV ヨーロッパ社会における価値変動

[1] 「静かな革命」論

まず、ヨーロッパ社会における価値変動に焦点をあててみよう。

この点に関して最初に言及したのはおそらく、イングルハートであろう (Inglehart, 1977)。彼は、ヨーロッパの若い世代が、秩序や経済的安定を重視する「物質的な価値」(materialist values) から、言論の自由や政治参加を重視する「脱物質的な価値」(postmaterialist values) へ傾斜する傾向があり、この価値観の変化を「静かな革命」(The Silent Revolution) として捉え、それが政治に及ぼす影響を次のように分析している。

まず、「物質的な価値」から「脱物質的な価値」への傾斜は、政治の争点を、従来の経済的欲求に根ざした問題から、生活様式に関連した問題 (例えば、環境保護、生活の質、女性の役割、道徳の再定義、政治的決定への参加) へと変える。

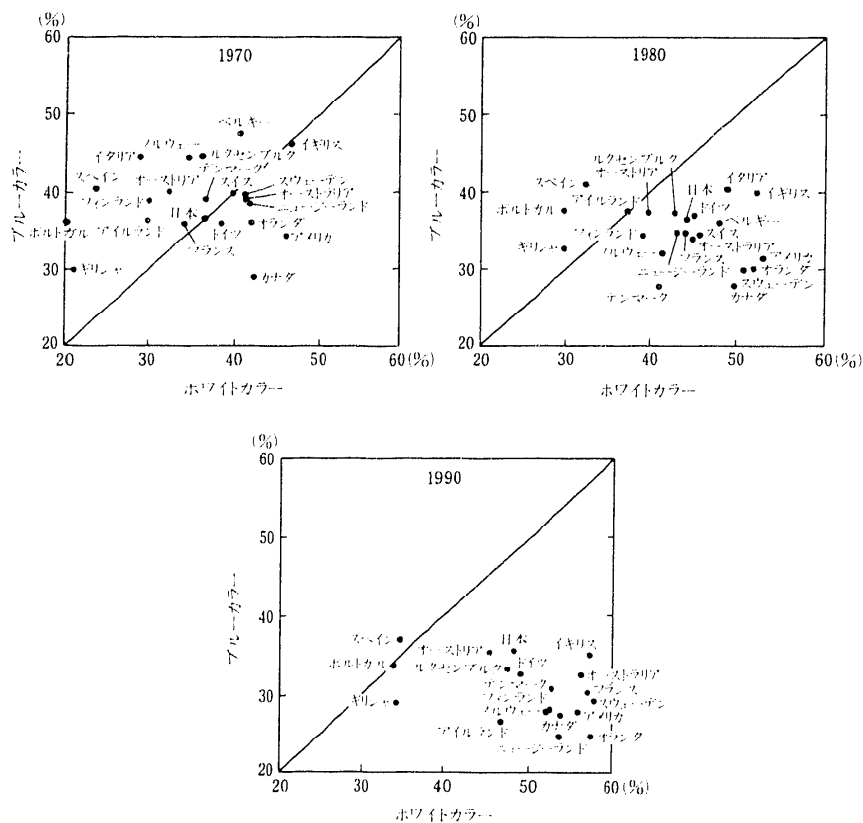
また、政治の争点がそのように変化すると、いわゆる「階級政治」は衰退する。この変化にはもちろん、脱工業化のなかでブルーカラー労働者が年々その数を減らし、かれらの生活様式のブルジョア化が進む一方で、逆にホワイトカラー労働者が台頭し、かれらが階級的な投票を行わなくなることが関係している。

そして、ホワイトカラー労働者に代表される新しい中間階級は、ラディカルな政治意識をもつため、従来の「エリート主導型の政治」に強い疑念を抱くようになり、これに代えて「エリート挑戦的な参加型政治」を希求するようになる、とする。

[2] 「ニューポリティクス」における争点

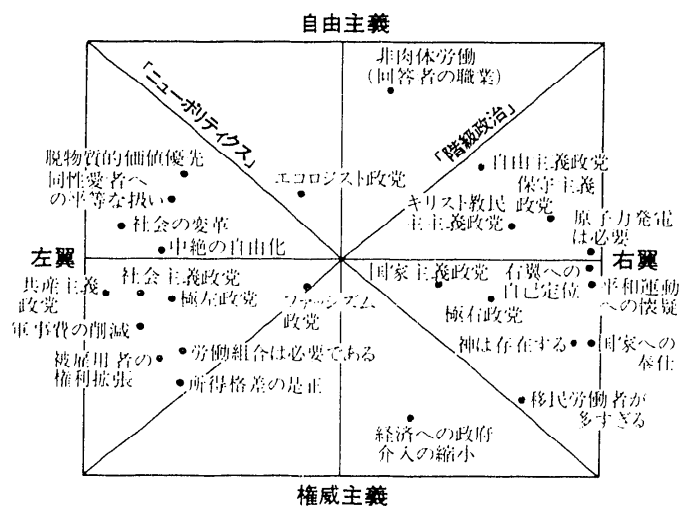
イングルハートの分析のなかで、ホワイトカラー労働者が「静かな革命」の担い手として重要な役割を果たしていることはいうまでもない。かれらは、①戦後の豊かな時代に人格形成期を迎え、かつ②高い学歴をもち、③自律性の高い職種に就いている人々である。それゆえに、「物質的価値」よりも「脱物質的価値」に強くコミットする傾向がある。

図 1 に示したように、スペイン・ポルトガルを除く EC 加盟国ではすでに、ホワイトカラー労働者の数がブルーカラー労働者の数を圧倒し、したがって、イングルハートの仮説が正しいのであれば、「静かな革命」はこれらの国々でも着実に進行



資料出所：OECD(1992), *Employment Outlook 1992*, Chart 1-1, p. 13 より。

図 1



資料出所：Inglehart (1990), Figure 8-6, p. 276 より。

図 2

しているとみることができよう。

イングルハートは、その新しい著作のなかで (Inglehart, 1990), この点を実証している。彼は、1984 年春のユーロ・バロメーター調査から得られた個票データを使い、EC7カ国の政党選好と政治の争点についての主成分分析を行った。その分析結果を図示したものが図2である。

いま、横軸を左翼—右翼の軸とし、縦軸を自由主義—権威主義の軸とみると⁷⁾、保守中道政党と左翼政党との間でのいわゆる「階級政治」は、「右翼—自由主義」(第一象限)と「左翼—権威主義」(第三象限)との対角線上において繰り広げられ、そこでの大きな争点は、「被用者の権利拡大」「労働組合の発展」「所得格差の是正」といった既存の社会政策をめぐる問題であることがわかる。

だが同時に、図2は次のことも示している。すなわち、イングルハートが「ニューポリティクス」と呼ぶ新しい政治対立の構図が存在することであり、それは、「左翼—自由主義」(第二象限)と「右翼—権威主義」(第四象限)との対立という形で生じていることである。またそこでは、「脱物質的価値」をめぐる問題が政策上の大きな争点となっていることがわかり、例えば、「左翼—自由主義」陣営が「環境」、「言論の自由」、「政治参加」といった問題を重視しているのに対し、「右翼—権威主義」陣営は、「宗教の価値」、「移民の排斥」といった問題を強調する傾向がある。

既存の「階級政治」に代えて、「ニューポリティクス」が大きくクローズアップされてくる背景には、繰り返すまでもなく、ヨーロッパの労働運動のヘゲモニーがブルーカラー労働者からホワイトカラー労働者に移ったことがある。すなわち、台頭著しいホワイトカラーが「脱物質的価値」を重視し、「左翼—自由主義」の方向に傾斜しているのに対し、年々その数を減らしてゆくブルーカラーは、現状を維持するために、この「ニューポリティクス」の枠組みのなかで「右翼—権威主義」の方向に追い立てられているのである (Kitschelt, 1993)⁸⁾。そして、両者のこの政治選好の違いが、「イデオロギーの終焉」の時代を迎えたヨーロッパ政治のなかで、「環境」と「移民排斥」という2つ

の「ミクロ・イデオロギー」の対立を引き起こしている、とみることができよう (Todd, 1990)⁹⁾。

V EC 社会政策の将来像

もしこのような解釈が正しいのであれば、社会憲章後の EC 社会政策は、これまでとは違った姿をとらざるをえない。EC 社会政策の対象は、「域内を移動する労働者」から「労働者一般」へ、また「労働者一般」から「青少年、老人、障害者、女性」を含めたものにまで徐々に広げられてきたが¹⁰⁾、今後はさらに、「環境」や「移民の処遇」、また「言論の自由」や「政治参加」といった「脱物質的価値」をめぐる問題にまで踏み込む必要がある。しかも、これらの課題を、経済通貨統合や失業など山積する諸問題を解決しながら実現してゆかなければならないのである。資源の制約を考えれば当然、そこには新しい優先順位を設定することが必要となってこよう。そこで最後に、先頃 EC 委員会によって公表された『雇用白書』と『社会政策緑書』を検討するなかで、EC 社会政策がいまどのように軌道修正されようとしているのかをみておきたい。

[1] 『雇用白書』の分析

1993 年 6 月のコペンハーゲン・サミットで発表された「成長・競争・雇用」と題する『雇用白書』は、その表題からも明らかなように、EC 経済の競争力強化を図り、それによって高い経済成長を達成し、その結果、雇用の拡大を図るというシナリオのもとに作成されたものであった¹¹⁾。

周知の通り、域内には現在 1800 万人を超える失業者が存在し、加盟国の平均失業率は実に 11% にも達している。欧州委員会は、この原因が、世界的な経済不況のもとでの総需要の低下にあるとともに、域内産業の構造調整の遅れや、寛大な福祉国家のもとで発生した非賃金労働コストの上昇、さらには柔軟性を失った雇用システムにある、と診断した。そこで、『雇用白書』のなかでは、競争力の回復によって経済成長を促進することはもちろんのこと、それを補完するうえで次のような構

造的な対策を講じることが検討されている。すなわち、ひとつは生涯を通じた教育訓練を重視することであり、また労働市場と企業内組織の柔軟化を図ることであり、さらに労働コストを引き下げするために、福祉支出を大幅に見直すことであった。

ことに最後の提案は、EC加盟国の首脳が全会一致で福祉国家の「選択的な縮小」を図ることに同意したものとして注目される。「社会保障は就業している者に対し手厚い保護を行っているが、このことが逆に、新規求職者や職場に復帰しようとする人々の雇用機会を塞いでいる」と『雇用白書』は指摘している(Commission of the European Communities, 1993 a: p. 124)。そこで、低賃金労働者の社会保険料を大幅に引き下げ、これに代えて、環境税(green tax)を導入することが提案されている¹²⁾。こうした試みはすでに、オランダ、ベルギー、フランスなどの国内レベルでも検討されているが、「社会保障」を切り詰め「環境」を重視する政策への転換は、先にみたヨーロッパ諸国における労働者の価値観の変化を忠実に反映したものといえよう。

このほか社会政策の分野に関連して注目される提案としては、「ウェルフェア」(welfare)から「ワークフェア」(workfare)への転換を図ってゆく方針を示したことである。「いま、域内での失業のコストを失業者への所得保障と税・社会保険料の減収との総額として試算すれば、それはベルギー一国のGDP総額に匹敵する」と『雇用白書』は指摘する(Commission of the European Communities, 1993 a: p. 127)。したがって、失業者への事後的な救済対策に代えて、積極的労働市場政策を拡充するとともに、今後雇用機会の拡大が期待される中小企業の振興を図るなど、域内の就業率を少しでも引き上げてゆくことが検討されている。また、これとの関連で、老人介護や保育といった福祉サービスや、環境保護事業のなかで、インフォーマル・セクターを活用し、そこに失業者を吸収することも提案されている¹³⁾。

[2] 『社会政策緑書』の分析

『雇用白書』の作成と並行して、1993年11月に

『社会政策緑書』(Commission of the European Communities, 1993 b)が欧州委員会から発表されている。これは、先にみたように、EC社会憲章の行動計画がほぼ完了しつつあるためである。この緑書は、加盟国の政府や関係諸団体に対し、社会憲章後のEC社会政策がどうあるべきかを質問するという形をとっている。そのため、個々の政策についての詳しい内容はいまのところわからないが、その基本的な方向はおおよそ次のようなものである。

ひとつは、『雇用白書』と同様に、EC経済の「競争力強化」を図ってゆかなければならないとの現実主義的な認識に立ち、先端技術を使った新しい生産システムへの対応と、その際の労働者の権利保障をうたっていることである。

また、大量失業の発生という事態を重くみて、「ウェルフェア」から「ワークフェア」への転換を強調している点でも、『雇用白書』の内容とそれは重なっている。

さらに、目前に迫った経済通貨統合に対処するために、加盟国における「経済政策の収斂」とともに、「社会政策の収斂」を強調している点が注目されよう。

また、これらに加えて、これまでの「労働者志向」の社会政策を「生活者志向」の社会政策へ転換してゆく必要がある、と緑書は指摘している。

他方、緑書のなかで列挙された個別的な政策のなかで注目されるものとしては、近年におけるヨーロッパでの「移民排斥」の動きに鑑み、域内に定住権をもつ非EC諸国からの移民の機会均等と、人種差別禁止のための立法措置を検討していることである¹⁴⁾。

さらに今回はじめて、この緑書の質問状を加盟国政府やヨーロッパ・レベルでの労使の頂上団体だけでなく、近くECへの加盟が予定されるEFTA諸国の政府にも送付し、それとともに、広く民間福祉団体などの非政府機関にまで意見を聴取していることが、ここでの新しい動きといえよう。

表2 経済・通貨統合第3段階移行のための基準達成状況

目標	物価の安定		財政の健全性				経済の持続性	
指標	インフレ率		財政収支対 GDP 比		債務残高対 GDP 比		長期金利	
基準	低い方から3ヵ国平均+1.5%以内		▲3%以内		60%以内		インフレ率の低い方から3ヵ国平均+2.0%以内	
	(%)	達成度	(%)	達成度	(%)	達成度	(%)	達成度
ドイツ	4.3	+0.9	▲4.2	▲1.2	50.2	○	6.30	○
イギリス	3.4	○	▲7.6	▲4.6	53.2	○	7.90	○
フランス	2.3	○	▲5.9	▲2.9	44.9	○	6.80	○
イタリア	4.4	+1.0	▲10.0	▲7.0	115.8	+55.8	11.30	+1.8
オランダ	2.1	○	▲4.0	▲1.0	83.1	+23.1	6.70	○
ベルギー	2.8	○	▲7.4	▲4.4	138.4	+78.4	7.30	○
ルクセンブルク	3.6	+0.2	▲2.5	○	10.0	○	6.90	○
デンマーク	1.4	○	▲4.4	▲1.4	78.5	+18.5	8.90	○
アイルランド	2.3	○	▲3.0	○	92.9	+32.9	7.70	○
ギリシャ	13.7	+10.3	▲15.5	▲12.5	113.6	+53.6	—	—
スペイン	4.7	+1.3	▲7.2	▲4.2	55.6	○	10.20	+0.7
ポルトガル	6.7	+3.3	▲8.9	▲5.9	69.5	+9.5	12.40	+2.9

備考：1. 欧州委員会による93年見込み。

2. 通貨の安定性条件として EMS 通貨変動幅を超えないことがある。

3. ○は基準を満たしているもの。

資料出所：通商産業省編（1994）『平成六年版 通商白書』表1-3-71、142頁より。

〔3〕福祉国家——「縮小への収斂」か？

『雇用白書』と『社会政策緑書』がそれぞれに、EC経済の「競争力強化」という現実的な認識に立たざるをえなかった背景には、加盟国が深刻な経済不況のなかで大量の失業者を抱え、しかもそのような状況のもとで、経済通貨統合に備えるために「経済政策の収斂」という厳しい選択を迫られていることがある。

先のストリークの主張にもあるように、経済通貨統合に成功しなければ、域内で統一した経済政策をとることはできず、それゆえに、たとえヨーロッパ・レベルの労使の間で合意が成立したとしても、「ユーロ・コーポラティズム」を実現することは難しい。

ところで、欧州委員会は1993年12月に、この経済通貨統合に備えるため、「経済政策の収斂」についての欧州規模でのガイドラインを示している。その内容は先の『雇用白書』とほぼ重なるものであるが、賃金凍結を含めた賃上げの自粛、非賃金労働コストの大幅な削減、公共支出のカットと財政赤字の削減といった厳しい提案がそこには盛り

込まれており、このことは、加盟国がついに福祉国家の縮小に踏み切らざるをえない事態を迎えていることを意味している。

表2は、経済通貨統合の最終段階に参加するための条件と、加盟国の経済パフォーマンスの現状とを比較したものであるが、これをみれば、その参加条件のすべてをクリアしている国は皆無である。したがって、加盟国はいずれも、インフレを抑えるために賃上げを自粛し、これと併せて、社会保障をはじめとする公共支出を大幅にカットしなければならない。そして、このような条件のもとで、政労使の間で合意を引き出すことは、たとえ国内に限ってみても難しいといわざるをえない。

加盟国の政府はここ数年、国内の労使に対話を呼びかけ、「ソーシャル・パクト」(social pact)を結ぶことを提案している。が、労使双方にとって実益となる交渉材料が一切含まれていない提案には反発も強く、そうした試みはことごとく頓挫しているのが現状である¹⁵⁾。

VI むすびにかえて

この小論の目的は、マーストリヒト条約後のEC社会政策の方向を、「ユーロ・コーポラティズム」の可能性を探るなかで明らかにすることにあった。以上で述べた主要な論点を要約し、結論にかえたい。

(1) マーストリヒト条約が、EC機構の民主化を図るとともに、それに付帯された「社会政策に関するプロトコール」のなかで、ヨーロッパ・レベルでの「社会対話」に法的根拠を与え、かつその成果をEC社会政策のなかに具体化する道を開いたことは、「ユーロ・コーポラティズム」への第一歩とみることができる。また域内では、このような「マクロ・レベル」での動きに加えて、国境横断的な企業内労使関係を形成する動きと、同じく国境横断的な産別レベルでの枠組み協定を締結する動きもそれぞれみとめられ、今後もしこれらの「マクロ」「メゾ」「ミクロ」の3つの動きが相互に呼応していけば、域内に共通した「社会的空間」をつくる動きが広がってゆく可能性がある。

(2) だが、そのような希望的な観測に対し、「ユーロ・コーポラティズム」の成立を危ぶむ声もある。ここではストリークの次のような見解を紹介した。すなわち、①ヨーロッパ・レベルでの統一した労働運動が未成熟なこと、②使用者の代表がヨーロッパ・レベルで拘束力をもつ協約を締結することに消極的なこと、③また仮にヨーロッパの労使の頂上団体の間で合意が成立したとしても、経済通貨統合が不完全な段階では、その合意に対し責任ある経済政策を遂行できる「政府」が存在せず、したがって、これらの理由から「ユーロ・コーポラティズム」は成立しえない、とする主張がそれであった。また彼は、④ヨーロッパの労働運動のヘゲモニーがブルーカラー労働者からホワイトカラー労働者に移ったことで、エリート主導型の「階級政治」を拒否する傾向が労働者の間に広がっていると指摘している。ここでは、経済通貨統合の移行期にあって責任ある経済政策を実行できるヨーロッパ・レベルでの「政府」が存在し

ていないことと、労働者の「下から」の反乱という動きが、今後の「ユーロ・コーポラティズム」の成否を占ううえで特に重要であると考え、それらの点について詳しく検討を加えた。

(3) まず、ヨーロッパ社会における価値変動についていえば、戦後の豊かな時代に育ち、高い学歴をもち、自律性の高い仕事についているホワイトカラーが労働者の主流を占めるにつれて、「物質的な価値」に代えて「脱物質的な価値」を重視する傾向が強まっている。そしてそれとともに、政治の争点も、既存の社会政策が扱ってきた問題から、生活様式に関連した問題（例えば、環境、生活の質、女性の役割、道徳の再定義、政治的決定への参加）に移りつつあることを明らかにした。

(4) また、『雇用白書』と『社会政策緑書』をそれぞれ検討するなかで、①ヨーロッパの労働者の間に広がるこの「脱物質的な価値」が、EC社会政策と福祉国家の将来像を描いた『白書』と『緑書』のなかにそれぞれどのように投影されているのかをみるとともに、②経済通貨統合の移行期にあって、経済政策の収斂を図っていかなければならない加盟国の福祉国家がいまどのように再編されつつあるのかを調べた。前者についていえば、「福祉」よりも「環境」を重視し、またこれまでの「労働者志向型」の社会政策から「生活者志向型」の社会政策へ転換させてゆこうとする方向がはっきりと読み取れる。また後者については、経済通貨統合が不完全な段階では当面、EC経済の「競争力強化」を図って高い経済成長を達成してゆかなければならないとする現実主義的な認識に立って、福祉国家を「選択的に縮小」してゆく動きがみとめられる。

(5) このようにみると、ヨーロッパの福祉国家は、高度経済成長に支えられて「拡大への収斂」(Wilensky, 1975)に向かった1960年代、そして、ナショナル・コーポラティズムの成否がその命運を大きく分けた、70年代のオイル・ショック以降の「収斂の終焉」(Goldthorpe, 1984)という時期を経て、いよいよ「縮小への収斂」という方向に向かわざるをえない段階にあるといえるのかもしれない。

注

- 1) 労使の「社会対話」を軸に EC 社会政策を構想してゆこうとする動きは正確には、1972 年の理事会決定によって雇用常設委員会 (Standing Committee on Employment) を創設し、その席にヨーロッパの労使の代表を招き入れた時点ですでに始まっていたといえるかもしれない。しかし当時、ヨーロッパの労働運動は共産党系と社会民主党系との 2 つに分裂し、また折しもオイル・ショックの時期とこの動きが重なっていたために、雇用常設委員会は 1978 年を最後に打ち切られてしまった。
- 2) 単一欧州議定書は、100 条 A 項のなかで、「市場統合」を完成させるに必要な措置について、特定多数決を適用することとした。またそこでは、被用者の権利および利益に関する規定には特定多数決を適用しないと定めているが、他方で同議定書は 118 条 A 項を新設し、社会政策のなかで唯一「職場の安全衛生」にかかわる問題を特定多数決によって採決する、と規定している。
- 3) 「若年者の保護に関する加盟国法令の接近に関する指令」案についてはすでに、1993 年 11 月の理事会でイギリス政府も含め「共通の立場」に達している。したがって、近く正式に採択される予定である。また、「欧州規模企業の労働者の情報・協議・参加のための手続きに関する指令」案についても、「社会政策に関するプロトコール」を発動して 11 カ国のみで審議することが決まっており、近く「共通の立場」に達するはずだ、と伝えられている。詳しくは、*European Industrial Relations Review*, No. 245, June 1994 を参照のこと。
- 4) ここでいう「法的アクロバット」とは、欧州委員会が、先の単一欧州議定書で定められた、「域内市場の確立を目的とする加盟国の法律の接近」(100 条 A 項 1)、および「労働者の健康と安全にかかわる措置」(118 条 A 項)を根拠に、いくつかの社会法案を理事会に上程し、特定多数決でそれらを強硬に採決させようとする動きを意味している。行動計画のなかでその法的根拠が問題とされている法案としては例えば、「域内競争の阻害につながる非典型労働者の雇用関連立法の近似化に関する指令」(100 条 A 項の 1)、「労働時間の適応化に関する指令」(118 条 A 項)、「職場における妊産婦の保護に関する指令」(118 条 A 項)がある。
- 5) ストリークはまた、たとえ単一市場を統括できる単一の欧州国家が将来誕生したとしても、それはニューディール期以前の自由主義国家のスタイルをとるはずだ、としている。すなわち、市民権は完全にみとめられても、政治権は低い水準に止まり、さらに社会権に至っては労災以外に域内共通基準は設定されない、とする。しかしながら、直接民主制をとる欧州議会の発言権がマーストリヒト条約によって大きく拡大されたこと、また社会憲章の行動計画のほとんどがすでに採決済みであることを考えると、この指摘は決して的を射たものとはいえない。
- 6) UNICE のティッシュケヴィツ事務局長は、1992 年 12 月に行われたマーストリヒト会議直前の段階での、ETUC をはじめとする労働側の攻勢が経営側に「銃殺刑」(＝社会立法による攻勢)か、もしくは「終身刑」(＝欧州レベルでの協約締結)を迫るものであった、と回顧している。この点からみれば、欧州レベルでの労使の勢力関係は、一般にいわれているように (Sargent, 1985; Greenwood et al., 1992; Visser=Ebbinghaus, 1992; Streeck, 1993), 経営側に一方的に有利なものではなくむしろ、均衡状態にあるとみることもできよう。詳しくは、稲上＝ウイックカー (1992) および恒川 (1992) を参照のこと。
- 7) イングルハート自身は、図 2 の縦軸についてなんら命名していないが、ここでは同様の分析を行っている Kitschelt (1993) に従って、それを「自由主義—権威主義」の軸と呼ぶことにした。なお、そのように命名すると、図 2 の第一象限と第二象限との中間に「非肉体労働」(＝回答者の職業)という変数が、また第三象限と第四象限との間に「政府の拡大化への懸念」という変数が位置することを理解することが難しくなる。が、イングルハートは、これらの 2 変数が次の意味で「両義的」であるとしている。すなわち、①「非肉体労働」という変数は、一方で保守的な既成政党と結びつくが、同時に「脱物質的な価値観」とも結びついており、②また、「政府の拡大化への懸念」は、かつて保守主義の主張を示す指標のひとつであったが、現在では左翼陣営にとってもそれは深刻な問題であり、それぞれに「両義的」であるというのである。したがって、この 2 変数は例外的なケースであるとみることができよう。
- 8) Kitschelt (1993) は、この対立を、公共部門で働くホワイトカラー労働者と、民間の輸出競争部門で働くブルーカラー労働者との対立として描いている。公共部門のホワイトカラー労働者が「左翼—自由主義」に傾斜するのは、かれらが「脱物質的価値」に深くコミットすると同時に、かれらの雇用機会が福祉国家の拡大に依存しているからである。他方、輸出競争部門のブルーカラー労働者が「右翼—権威主義」に傾斜するのは、かれらが「高福祉高負担の」福祉国家の実現よりもむしろ、かれらが働く産業の競争力を強化することに強い関心をもち、その点で資本家と一部利害が重なっているからである。そして、既存の左翼政党が台頭著しいホワイトカラーの利害を優先することになれば、おのずとこれらのブルーカラー労働者は「ニューポリティクス」の軸に沿って「右翼—権威主義」に傾斜せざるをえなくなる。近年のヨーロッパにおける「移民排斥」運動が、失

- 業者やこの衰退してゆくブルーカラー労働者によって担われているということは、こうした現象を反映したものといえよう。
- 9) Todd (1990) は、①民族主義と②社会主義という近代の二大イデオロギーの解体後に現れた、「ミクロ・イデオロギー」としてのエコロジー運動と移民排斥運動がともに、「異物を排除する」という点で表裏一体の関係にあることに注目している。また彼は、エコロジー運動の担い手がサラリーマンからなる新中間階級であり、移民排斥運動の担い手が社会主義の解体後その方向を失って彷徨する肉体労働者であることに注目し、この点でもイングルハートやキッツシュェルトと同様の見解を示している。
- 10) マーストリヒト条約以前の EC 社会政策は、①もっぱら「域内を移動する労働者」を対象に、社会保障法と労働法における内外人平等原則を確立することをめざした 1960 年代の第一期、②「社会行動計画」のもとで、経済成長の成果を「労働者一般」にも配分することに大きな力を注いだ 1970 年代の第二期、そして、③市場統合構想の発表後、ソーシャルダンピングの発生を防ぐために EC 社会憲章を定め、その対象を「老人、障害者、青少年、婦人」にまで広げた 1985 年以降の第三期、の 3 つに分けることができる。
- 11) 『雇用白書』は、低賃金と低い社会保障水準を前提に、低い経済成長のもとで高い雇用成長を達成しているアメリカ型のシナリオが、大量の「働く貧困層」(working poor) を発生させる危険があるとしてそれを退け、その代わりに、高い経済成長(年率 3% の経済成長率)のもとで低い雇用成長(年率 1~1.5% の雇用成長率)を達成するシナリオを描いている。
- 12) 『雇用白書』は、低賃金労働者の社会保険料を引き下げ、これに代えて、「CO₂ 税」を導入すれば、失業率を最高で 2.7%、最低でも 0.6% 引き下げることができる、と試算している。
- 13) 『雇用白書』は、このような形でインフォーマル・セクターでの雇用機会を開発すれば、300 万人分の新規雇用が創出できる、としている。
- 14) このほかに注目されるのは、男女機会均等を図るために、従来の家族政策に加えて、団体交渉制度をはじめとする意思決定過程への女性の参加を促進することが提案されていることである。これもまた、『社会政策緑書』が「脱物質的価値」を重視する姿勢のあらわれとみることができよう。
- 15) 国内の労使に「ソーシャル・パクト」を結ぶよう呼びかける動きは、ドイツ、ベルギー、オランダ、スペイン、ポルトガル、イタリア、アイルランドでみとめられる。この動きを受けて、1993 年 8 月にドロール委員長は、共同体レベルでも「ソーシャル・パクト」を締結することを欧州レベルでの労使に提案した。その内容は、労組が労働市場の柔軟化を受け入れる代わりに、企業は雇用創

出、訓練の改善、雇用保障を強化するというものであった。ETUC は一応、このドロール提案を歓迎しているが、「ソーシャル・パクト」のなかに具体的にどのような提案が盛り込まれるかが不明な現時点では、その判断を保留している、と伝えられている。詳しくは、*European Industrial Relations Review*, No. 237, October 1993 を参照のこと。

引用文献

- Commission of the European Communities (1993 a), *Growth, Competitiveness, Employment: The Challenges and Ways Forward Into The 21st Century*, Office for Official Publications of the European Communities.
- Commission of the European Communities (1993 b), *European Social Policy: Options For The Union*, Office for Official Publications of the European Communities.
- Goldthorpe, John H. (1984), "The End of Convergence: Corporatist and Dualist Tendencies in Modern Western Societies," in John H. Goldthorpe (ed.), *Order and Conflict in Contemporary Capitalism: Studies in the Political Economy of Western European Nations*, Clarendon Press, pp.315-343(稲上毅ほか訳 (1987) 『収斂の終焉』, 有信堂)。
- Greenwood, Justin, Jurgen R.Grote, & Karsten Ronit (1992), "Introduction: Organized Interests and the Transnational Dimension," in Justin Greenwood et al. (eds.), *Organized Interests and the European Community*, Sage, pp.1-41
- 稲上 毅 (1992) 「域内市場統合と社会政策——ヨーロッパの『社会的空間』のゆくえ」 社会保障研究所編『EC 統合と EC の社会政策』(研究報告 No.9103), 51-63 頁。
- 稲上 毅, H. ウイッタカー (1992) 『『社会的空間』の形成と展望——ひとつの序説』『ネオ・コーポラティズムの国際比較』, 日本労働研究機構, 5-83 頁。
- Inglehart, Ronald (1977), *The Silent Revolution: Changing Values and Political Styles Among Western Publics*, Princeton University Press (三宅・金丸・富沢訳 (1978) 『静かなる革命——政治意識と行動様式の変化』, 東洋経済新報社)。
- Inglehart, Ronald (1990), *Culture Shift in Advanced Industrial Society*, Princeton University Press (村山・富沢・武重訳 (1993) 『カルチャーシフトと政治変動』, 東洋経済新報社)。
- Kitschelt, Herbert (1993), "Class Structure and Social Democratic Party Strategy," in *British Journal of Political Science*, Vol. 23, pp.

- 299-337.
- Sargent, Jane A. (1985), "Corporatism and the European Community," in Wyn Grant (ed.), *The Political Economy of Corporatism*, Macmillan, pp.229-253.
- Streeck, Wolfgang & Philippe C. Schmitter (1991), "From National Corporatism to Transnational Pluralism: Organized Interests in the Single European Market," in *Politics & Society*, Vol. 19, No. 2, pp.133-164.
- Streeck, Wolfgang (1993), "The Social Dimension of the European Economy," in David Mayes et al., *Public Interest and Market Pressures: Problems Posed by Europe 1992*, St. Martin's Press, pp.98-157.
- Todd, Emmanuel (1990), *L'Invention de l'Europe*, Editions du Seuil (石崎晴己・東松秀雄訳 (1992/1993)『新ヨーロッパ大全 I・II』, 藤原書店).
- 恒川謙司 (1992)『ソーシャル・ヨーロッパの建設』, 日本労働研究機構.
- Visser, Jelle & Bernhard Ebbinghaus (1992), "Making the Most of Diversity? European Integration and Transnational Organization of Labour," in Justin Greenwood et al. (eds.), *Organized Interests and the European Community*, Sage, pp.206-237.
- Wilensky, Harold L. (1975), *The Welfare State and Equality*, University of California Press (拙訳 (1984)『福祉国家と平等』, 木鐸社). (しもだいら・よしひろ 明星大学専任講師)